公 示 日:2024年7月10日(水)

調達管理番号: 24a00486

国 名:キルギス

担 当 部 署: 人間開発部保健第二グループ第四チーム

調達 件名:キルギス国衛星データ・領域化学輸送モデルを用いた大気汚染評

価システムの開発と大気汚染および室内空気汚染対策に関する新

拠点の形成 (SATREPS) 詳細計画策定調査 (評価分析)

適用される契約約款:

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 : 評価分析

(2) 格 付 :3号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2024年8月下旬から2024年11月下旬

(2) 業務人月: 1.20

(3) 業務日数:準備業務 現地業務 整理業務

4日 21日 6日

3. 【簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2024年4月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前 までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◆ 評価結果の通知: 2024 年 8 月 2 日(金) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

(1) 業務実施の基本方針
(2) 業務実施上のバックアップ体制
(2) 業務従事者の経験能力等:
(1) 類似業務の経験
40点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査(環境分野及び保健医療分野
	の評価調査の経験を高く評価する)
対象国及び類似地域	中央アジア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等:

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人(補強所属 元企業含む)は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めま せん。

(2) 必要予防接種:特になし

6. 業務の背景

キルギスでは近年、各家庭の暖房用の石炭から排出される煙や、道路交通等により大気汚染が進行しており、首都ビシュケクの大気汚染は世界第 2 位である (UNEP, 2022)。ビシュケクの PM2.5 濃度の年間平均は、国内外の基準値を大幅に超過しており、特に約 7 割の国民が硫黄分を多く含む石炭による暖房を利用していることが主要な原因となっている(UNEP, 2022)。具体的には、過去数年間の冬季の PM2.5 の 1 日平均濃度は $200\mu g/m3$ を超えることが多く、WHO の基準である $15\mu g/m3$ を大幅に上回っている(World Bank, 2023)。

そうした中、同国では大気汚染による健康負荷が増大している。特に PM2.5 は 粒子が微小であるため、呼吸器の深部まで到達しやすいことから、呼吸器疾患、 肺がん、循環器系疾患等への影響が大きいと言われている(環境省)。キルギスでは若年層を含め非感染性疾患(Non-communicable diseases)(以下、「NCDs」という。)の死因に占める割合が約8割(WHO Mortality Database、2021)となっており、世界全体の平均(約7割)よりも高い。このうち、大気汚染は心血管死亡の約18.5%、慢性呼吸器疾患死亡の約31.7%を引き起こしたと推定されており、またキルギスの年間死亡者の約12~13%が大気汚染に起因している状況である(Institute for Health Metrics and Evaluation, 2023)。

こうした状況を踏まえ、2019 年に国家主導で健康・公害行動計画が策定・施行され、緊急事態省が大気汚染のモニタリングを実施しており、近年は国際機関からの資金援助も受けながら、ビジュケク及び近郊に大気汚染測定網の整備を進めている。一方で、同国では予算や大気汚染測定技術の欠如により、広範囲の領域において大気汚染を正確に測定または推定するための体制が整備されていない。高性能の測定器の設置・維持は予算の制約により困難であることから、十分な測

定データが入手できていない。また緊急事態省が低コストセンサーのネットワークを拡大しているが、EU のモニタリング要件を満たしていない等 (UNDP and UNEP, 2022)、量及び質ともに課題がみられる状況である。

しかし、大気汚染の深刻化や、健康被害の拡大を防止するためには、暖房用の 石炭燃焼を制限する政策・制度立案や、国民が暖房の利用を控える等の行動変容 を起こす必要性があり、広範囲にわたる大気汚染の測定・分析や、当該結果を踏 まえた健康・経済への影響の可視化が必要である。係る状況に鑑み、本事業にお いては、衛星データを用いた大気汚染評価システムや、領域化学輸送モデルにお ける大気汚染評価予測システム、健康・経済影響の評価システムの開発、室内汚 染の対策に資する科学的知見の整理、また大気・室内空気汚染に関する実態やそ の対策に資する科学的知見の関係者に対する周知等を通じ、オシュ国立大学の大 気汚染・室内空気汚染研究における拠点としての機能が強化され、大気汚染・室 内空気汚染の健康・経済への影響が可視化されることで、国民の大気汚染・室内 空気汚染に対する国民の意識向上を目指すものである。尚、本事業は、石炭燃料 による大気汚染・室内空気汚染の健康・経済への影響が科学的視点から可視化さ れ、石炭燃料の使用に関する行政・国民の行動変容を促すことで、GHG 排出量の 削減につながることが期待されることから、国際的な支援の下、温室効果ガスを 2030 年までに 43.62%削減するという同国のパリ協定に基づく「自国が決定する 貢献(NDC)」における目標と整合するものである。

今回実施する詳細計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 準備業務(2024年8月下旬~2024年9月中旬)
 - ① 要請書・関連報告書等の資料·情報の収集·分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認す

る。

- ② キルギス側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICA人間開発部に提出する。
- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務(2024年9月下旬~2024年10月中旬)
 - ① JICAキルギス事務所等との打合せに参加する。
 - ② キルギス側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・ 手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成 する。
 - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報·資料を収集・整理 し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア)要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b)人員体制
 - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(UNDP、UNEP、国際開発協 会等)の活動動向、連携の可能性
 - ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、 実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions)を他分野の団員とと もに検討する。
 - ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M: Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM(案)の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行

^{&#}x27;技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト – JICA

う。

- ⑥実施機関に対するR/D(案)を含むM/M(案)の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析 詳細計画策定調査を通じ、JICA Climate-FIT(緩和版)「<u>気候変動対策支援</u> ツール(JICA Climate-FIT:緩和策 Mitigation) 事業について - JICA」の 「9. 産業施設の燃料転換」及び「10. 熱供給・火力発電施設の燃料転換」等も 参考に、温室効果ガス(GHG)排出量削減効果の推定を実施し、本事業が気 候変動対策に資するか検証すること。また、推計結果のバックデータを報告 書に整理すること。
- ⑧担当分野に係る調査結果をJICAキルギス事務所等に報告する。
- (3) 整理業務(2024年10月下旬~2024年11月下旬)
 - ①報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
 - ③評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、業務完了報告書(和文)を JICA 人間開発部に提出し、報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2024年11月15日(金)までに提出。

次の①~②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理 ガイドライン(2023年10月)(2024年7月追記版))」の「XI.業務実施契 約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/guotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等 の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もって ください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務は2024年9月21日~10月11日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) 研究総括(東京医科歯科大学)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

なお、このほかに JST から研究主幹及び研究計画団員が参加する予定です。

③ 便宜供与内容

JICA キルギス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA職員等の調査期間 については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、

JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第二グループ第四チーム から配付しますので、hmge2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - 要請書
- ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
 - ・新規採択案件概要

(000126851.pdf (amed.go.jp)

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
- イ) 配付依頼メール
 - ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 :以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは 失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同

事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中に おける安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結 後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細は こちらを参照ください。

https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」 (http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の 範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得る ことができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、 定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることが できます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更 となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と 協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上